

## 【分配金のお知らせ】

2017年1月17日  
野村アセットマネジメント株式会社「野村高金利国際機関債投信(毎月分配型) 愛称:グローバルアシスト」の  
2017年1月16日決算の分配金のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「野村高金利国際機関債投信(毎月分配型) 愛称:グローバルアシスト」(以下、ファンドといいます。)の  
2017年1月16日決算の分配金についてご案内いたします。**1万口当たり 30円(課税前) (前回決算時は40円)**

前回決算:2016年12月15日

分配金は、投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 【分配金引き下げの背景】

2014年後半より、新興国を中心とした景気悪化懸念や地政学リスクの高まり、ブラジルやトルコにおける政治的混乱などが警戒され、投資対象通貨が対円で下落したことなどから、ファンドの基準価額は下落基調となりました。2017年1月16日現在の基準価額は5,090円、設定来の騰落率は-49.1%となり、また分配金を加味した基準価額(分配金再投資)の騰落率は-1.9%となりました。

足元では、米大統領選挙でのトランプ氏の勝利以降、投資対象通貨であるブラジルレアルや南アフリカランドが対円で上昇したことなどを受けて、ファンドの基準価額(分配金再投資)は回復基調にあります。基準価額については、分配金の払出しなどにより5,000円台の水準で推移しています。このような基準価額水準や市場動向等を勘案し、今回の決算において分配金を引き下げることにしました。

＜基準価額の推移 期間:2010年5月27日(設定日)～2017年1月16日、日次＞



基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したもとして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用実績に関する情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料中の記載事項は、全て当資料作成以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、債券等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますので、この他に為替変動リスクもあります。)ので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

## 【分配金実績(直近1年) 1万口当たり、課税前】

※設定来=2010年5月27日以降

決算 (年/月)	16/2	16/3	16/4	16/5	16/6	16/7	16/8
分配金 (円)	40	40	40	40	40	40	40
決算 (年/月)	16/9	16/10	16/11	16/12	17/1	設定来 <sup>※</sup> 累計	
分配金 (円)	40	40	40	40	30	4,650	

\* 分配金は、投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## 【分配の方針】

原則、毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行いません。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。

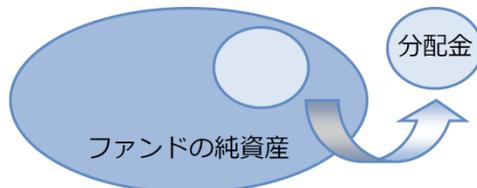
分配金は、投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

今後とも「野村高金利国際機関債投信(毎月分配型) 愛称:グローバルアシスト」をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

以上

## 分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

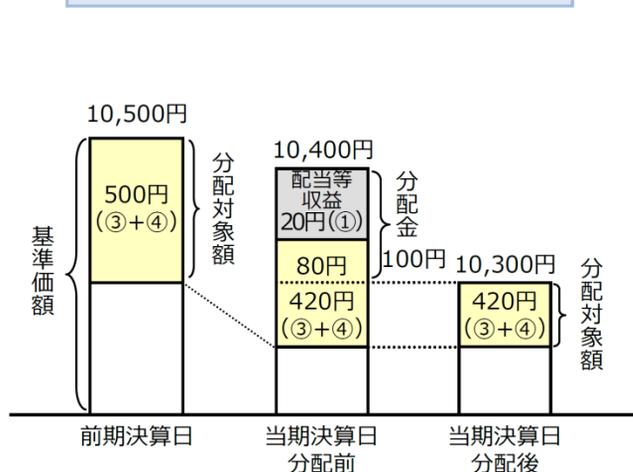
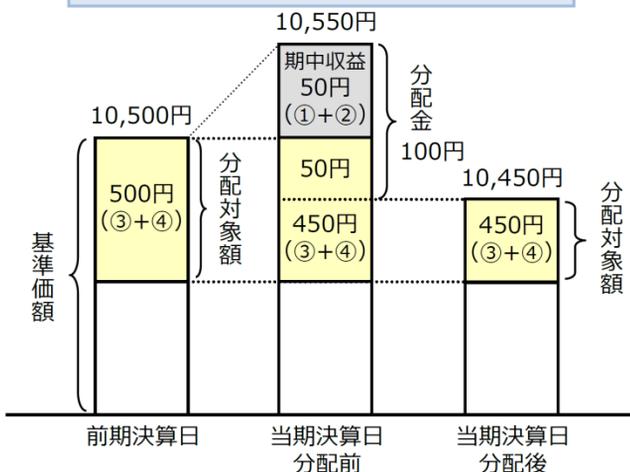
・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

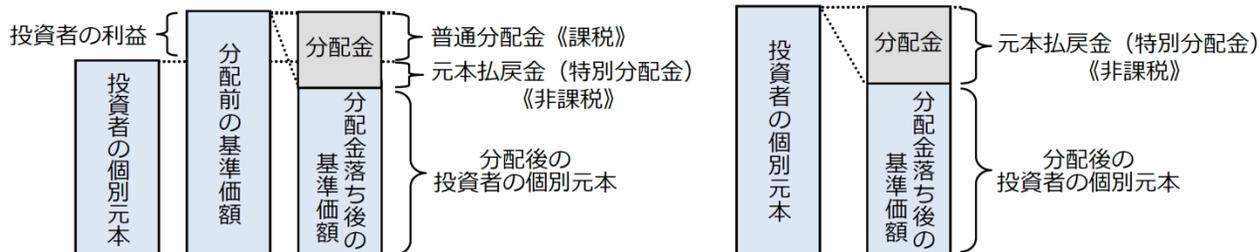
### 前期決算から基準価額が上昇した場合

### 前期決算から基準価額が下落した場合



●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

- ◇普通分配金 … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
- ◇元本払戻金 … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となります。



※投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

野村高金利国際機関債投信(毎月分配型)  
愛称:グローバルアシスト

## 【ファンドの特色】

- **インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行いません。**
- **国際機関<sup>※1</sup>が発行する、信用力の高い債券を実質的な主要投資対象<sup>※2</sup>とします。**  
※1 ファンドにおいて「国際機関」とは、主に世界の各地域の経済発展や貧困削減を目的に、複数の先進国が中心となり設立された国際的な組織をいいます。国際機関は、発展途上国等への資金供給のため、様々な通貨建ての債券を発行しています。なお、国際機関が発行する債券を「国際機関債」といいます。  
※2 「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- **新興国の通貨の中から、相対的に金利の高い複数の通貨を選定し、国際機関債等への投資および為替予約取引等の活用を通じて、選定した通貨によるポートフォリオを構築し、当該通貨への投資効果を追求します。**
  - ◆ 円建ての外国投資信託「ノムラ・カレンシー・ファンド・スーパードラマティック・ボンドークラスA」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を投資対象とします。
  - ◆ 通常の状況においては、「ノムラ・カレンシー・ファンド・スーパードラマティック・ボンドークラスA」への投資を中心とします<sup>※</sup>が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。  
※ 通常の状況においては、「ノムラ・カレンシー・ファンド・スーパードラマティック・ボンドークラスA」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。
- **ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。**
- **原則、毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行いません。**  
**分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。**  
\* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 【投資リスク】

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券等を実質的に投資する効果を有しますので、金利変動等による当該債券の価格下落や、当該債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。  
 ※詳しくは投資信託説明書(交付目録見書)の「投資リスク」をご覧ください。

## 【お申込メモ】

- **信託期間** 平成32年5月15日まで(平成22年5月27日設定)
- **決算日および収益分配** 年12回の決算時(原則、毎月15日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
- **ご購入価額** ご購入申込日の翌営業日の基準価額
- **ご購入単位** 一般コース:1万円以上1万円単位(当初元本1口=1円)  
 または1万円以上1円単位  
 自動引き落とし投資コース:1万円以上1円単位  
※お取扱いコース、ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
- **ご換金価額** ご換金申込日の翌営業日の基準価額
- **お申込不可日** 販売会社の営業日であっても、申込日当日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合または12月24日である場合には、原則、ご購入、ご換金の各お申込みができません。  
 ・ニューヨークの銀行 ・ロンドンの銀行 ・ルクセンブルクの銀行
- **課税関係** 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、少額投資非課税制度などを利用した場合には課税されません。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 【当ファンドに係る費用】

(2017年1月現在)

◆ご購入時手数料	ご購入価額に2.7%(税抜2.5%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 *詳しくは販売会社にご確認ください。
◆運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に年0.9504%(税抜年0.88%)の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。 ○実質的にご負担いただく信託報酬率 年1.3004%程度(税込) (注)ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。
◆その他の費用・手数料	組入価額等証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
◆信託財産留保額(ご換金時)	ありません。

上記の費用の合計額については、投資家の皆様が発金される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。  
 ※詳しくは、投資信託説明書(交付目録見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

## ◆設定・運用は

# 野村アセットマネジメント

商号:野村アセットマネジメント株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号  
 加入協会:一般社団法人投資信託協会/  
 一般社団法人日本投資顧問業協会

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先:野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104

★インターネットホームページ★

★携帯サイト★

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

<http://www.nomura-am.co.jp/>

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>

当資料は、ファンドの運用実績に関する情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料中の記載事項は、全て当資料作成以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、債券等の値動きのある有価証券等を実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますので、この他に為替変動リスクもあります。)ので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目録見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

# 野村高金利国際機関債投信(毎月分配型)(愛称:グローバルアシスト)

## お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○		○	
株式会社東北銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第8号	○			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○		○	
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第2号	○		○	
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○			
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第1号	○			
株式会社中国銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社阿波銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第1号	○			
株式会社筑邦銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第5号	○			
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○			
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○			
株式会社仙台銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第16号	○			
株式会社東日本銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第52号	○			
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	○			
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第17号	○			
株式会社第三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○			
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○			
株式会社福岡中央銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第14号	○			
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	○			
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第43号	○			
常陽証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1771号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。